

木津川市男女共同参画計画後期計画（案）

<平成 27 年 2 月>

木津川市

はじめに

写真

～男女がともに輝くまちづくりをめざして～

国においては、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化、情報通信の高度化する中、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女が等しく尊重され、誰もが生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現は最重要課題と位置付けられ、「女性の躍進」を推し進める方針が示されています。

本市においては、平成22年3月に木津川市男女共同参画計画“新キラリさわやかプラン”を策定し、本計画の基本理念である「男女がともに輝くまちづくりをめざして」の実現に向けて取り組みを進めてまいりましたが、5年が経過し、今年度基本計画の折り返し年を迎えましたことから、平成27年度から平成31年度を計画期間とする後期計画を策定いたしました。

本後期計画は、新たな国の施策や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、これまでの施策の成果や進捗状況の検証を行い、“新キラリさわやかプラン”の基本目標を守りつつ、より着実に男女共同参画社会の推進が図れるよう、各施策の見直しを行いました。

今後の計画の推進にあたりましては、引き続き市民の皆さまとともに、基本理念を共有しながら、男女共同参画のまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本後期計画策定にあたり、ご尽力いただきました木津川市男女共同参画審議会委員の皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

木津川市長 河井 規子

【 目 次 】

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 |
| (1) 計画策定の趣旨 | |
| (2) 基本理念 | |
| (3) 計画の性格と位置付け | |
| (4) 計画の期間 | |
| 第2章 男女共同参画の現状 | 2 |
| (1) 国内外の動き | |
| (2) 木津川市の現状と動き | |
| 第3章 計画の基本的内容 | 4 |
| (1) 基本方針 | |
| (2) 見直しのポイント | |
| (3) 計画策定の体制 | |
| 第4章 施策の体系 | 5 |
| 1. 基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり | 6 |
| 重点目標1-1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し | 6 |
| 重点目標1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | 8 |
| 重点目標1-3 あらゆる暴力の根絶 | 9 |
| 2. 基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり | 11 |
| 重点目標2-1 働く場での男女共同参画の促進 | 11 |
| 重点目標2-2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 14 |
| 3. 基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり | 16 |
| 重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | 16 |
| 重点目標3-2 地域社会における男女共同参画の促進 | 18 |
| 4. 基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実 | 20 |
| 重点目標4-1 生涯を通じた心身の健康づくり | 20 |
| 重点目標4-2 子育て支援の充実 | 22 |
| 重点目標4-3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり | 24 |
| 5. 基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり | 26 |
| 重点目標5 国際化に対応した男女共同参画の推進 | 26 |
| 第5章 計画の推進体制 | 28 |
| (1) 推進体制の充実 | |
| (2) 関係機関との連携 | |
| (3) 市民との連携 | |
| (4) 男女共同参画の推進に関する評価指標 | 29 |
| 参考資料 | |
| (1) 木津川市男女共同参画審議会委員名簿 | 30 |
| (2) 男女共同参画推進に関する年表 | 31 |

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。また、平成22年(2010年)12月には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

そのような状況の中、国が示している男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置付けられており、特に「女性の躍進」を推し進める方針が示されています。

しかしながら、現在においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、家庭、地域、職場などに残る慣習も根深く残っています。また、男女間の暴力問題(DV)などの社会的問題も数多く発生し、男女を問わず国民すべての意識改革が重要な課題となります。

本市においても、「木津川市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、今まで実施してきた施策の成果や今後の社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、中間年となる平成26年度に見直しを行いました。

(2) 基本理念

この計画は、「男女がともに輝くまちづくりをめざして」男性と女性が等しくその人権を尊重し合い、性別にかかわらず、家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に発揮して、喜びも責任も分かちあえる男女共同参画のまちづくりをめざします。

(3) 計画の性格と位置付け

この計画は、本市における男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の具体的な内容を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画計画・KYOのあけぼのプラン(3次)」、「第1次木津川市総合計画後期基本計画」を勘案し、「木津川市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、パブリックコメントを実施するなどして、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

(4) 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、中間年度にあたる平成26年度に見直しを行いました。今後も、今までの施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画の現状

(1) 国内外の動き

世界の動き

平成17年(2005年)には、ニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会」(通称「北京十10」)が開催され、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直しが行われました。

そして、平成25年(2013年)には第57回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」の成果文書が、「第4回世界女性会議」の委員会によって採択された宣言を再確認されています。

日本の動き

平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」を施行して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念や国・地方公共団体及び国民の責務などが明らかにされました。

平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年(2005年)にそれまでの取り組みを評価・統括して策定された「第2次男女共同参画基本計画」が示されました。

さらに平成19年(2007年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、保護命令制度等が拡充されました。

そして平成22年(2010年)には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、社会のあらゆる分野において平成32年(2020年)までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように取り組むなど、実効性のある施策が示されました。

京都府の動き

平成13年(2001年)には、「京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成18年(2006年)には、新KYOのあけぼのプランの後期施策についての取り組みが策定されました。また、平成16年(2004年)には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成17年(2005年)には、「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定され、また、平成18年(2006年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、平成21年(2009年)には配偶者からの暴力(DV)を容認しない社会の更なる実現をめざす計画に改定されました。

平成20年(2008年)には、京都の特性に十分配慮した仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するため、京都雇用創出活力会議のもとに「ワーク・ライフ・バランス専門部会」が設置されました。そして、女性の就業継続や男性の家庭・地域参画の推進を図るため、平成23年(2011年)3月に「第3次KYOのあけぼのプラン」が施行されました。

(2) 木津川市の現状と動き

木津町・加茂町・山城町が平成19年(2007年)3月に合併し、木津川市が誕生する前から、旧町ごとに男女共同参画に関する取り組みが進められてきました。

合併した平成19年(2007年)には、「木津川市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めています。また、同年に、庁内に木津川市男女共同参画推進会議を設置し、さらに、男女共同参画の推進に関し幅広い意見を求めるため、学識経験者や一般市民などからなる木津川市男女共同参画審議会を設置しました。

平成22年(2010年)には、男女共同参画審議会からの「木津川市男女共同参画計画の策定について」の答申を受け、「一男女がともに輝くまちづくりをめざして」を基本理念とした「木津川市男女共同参画計画―新・キラリさわやかプラン―」を策定しました。

本市としては、男女共同参画社会の実現をめざして、木津川市男女共同参画計画が策定された翌年(2011年)から、毎年職場内において施策の進捗状況の調査を行い、その結果を男女共同参画審議会において検証・報告が行われています。また、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、女性の地位向上のための取り組み等の更なる推進を図っています。

第3章 計画の基本的内容

(1) 基本方針

①計画づくり

「木津川市男女共同参画計画一新・キラリさわやかプラン」を策定して5年が経過した中で、今後の男女共同参画を推進していくための総合的な計画として「男女共同参画後期計画」を策定しました。また、審議会では、男女共同参画を推進していくための施策の実施及び達成状況の把握に努めました。

現状を検証するとともに、パブリックコメントにより市民意見の把握に努めました。

②実現性と実効性の確保

新たな国の施策、社会情勢の変化等、さまざまな条件を見定めた中で、基本計画における5年間の進捗状況を検証するとともに、今後の5年間に取り組むべき課題を整理することを基本として、実現性と実効性の高い計画の策定に努めました。

③他の計画等との連携

国、府等との関係計画との整合性を図るとともに、市の総合計画との整合性と体系化を図りました。

(2) 見直しのポイント

①基本目標関係施策の明確化

基本目標の確実な展開を図るために、基本目標の具体化を図りました。

②成果指標と所管課

施策の確実な進捗管理のために、各施策の成果指標を設定するとともに、施策や取り組みの所管課を明記しています。

③施策体系

基本計画の中間年にともない、施策の必要性が希薄となった分野や施策の重複に対応するため、施策体系を一部見直しています。

④施策・事業内容

基本計画の施策・事業を継続することを原則としますが、実施状況の点検と課題を踏まえ施策の見直しを図っています。

(3) 計画策定の体制

①審議会の設置

「木津川市男女共同参画審議会」に諮問し、専門的、総合的な見地から答申をいただきました。

②市民の参加体制

後期計画の中間案について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を伺いました。

③庁内の策定体制

後期計画にかかる重要な事項の協議は政策会議で行いました。

第4章 施策の体系

後期計画では、一新キラリさわやかプランーの基本理念であります「男女がともに輝くまちづくりをめざして」を目標にするとともに、「一人ひとりを尊重するまちづくり」をめざして、5つの基本目標と、これらに基づく11の重点目標と93の具体策を設定しています。

1. 基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり
 - 重点目標1-1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し
 - 重点目標1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - 重点目標1-3 あらゆる暴力の根絶

2. 基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり
 - 重点目標2-1 働く場での男女共同参画の促進
 - 重点目標2-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3. 基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり
 - 重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 重点目標3-2 地域社会における男女共同参画の促進

4. 基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実
 - 重点目標4-1 生涯を通じた心身の健康づくり
 - 重点目標4-2 子育て支援の充実
 - 重点目標4-3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

5. 基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり
 - 重点目標5 国際化に対応した男女共同参画の推進

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

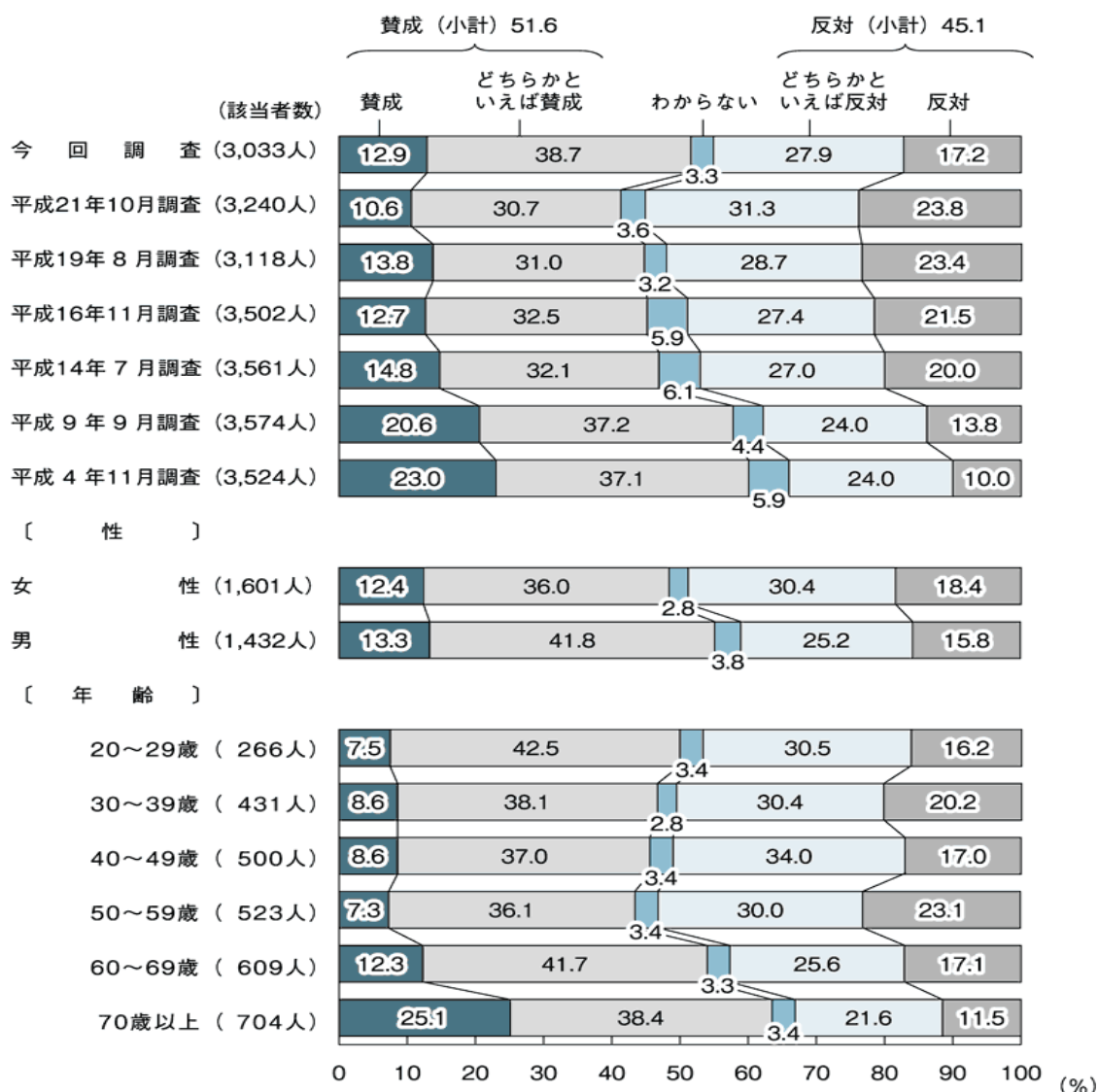
重点目標1-1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し

【現状と課題】

社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要となってきています。

現在、市では女性センターでの館内掲示をはじめ、広報きづがわやホームページ、「表現の手引き」等あらゆる媒体を活用して男女共同参画に関する情報を広く発信しています。また、男女共同参画に関する講演会を毎年開催して、男女がともにいきいきと生活できる社会の実現をめざして、男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直しを進めています。

固定的役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

施策のねらい**①男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進**

男女平等社会の実現のためには、多様なライフスタイルを尊重するとともに、今までの固定的性別役割分担意識・慣行の見直しが必要である。引き続き多様な媒体・機会を通じた広報・啓発活動を実施します。

具体策

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 各種講演会・講座等の開催 | (所管課：人権推進課) |
| 2 男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動 | (所管課：人権推進課) |
| 3 広報きづがわやホームページを活用した広報活動 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**②「表現の手引き」の活用とメディア表現の理解と活用の促進**

固定概念にとらわれない表現を推進するために、本市が作成した「表現の手引き」を大いに活用するとともに、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集・判断する能力（メディアリテラシー）の向上に努めます。

具体策

- | | |
|-------------------|-------------|
| 4 「表現の手引き」の積極的な活用 | (所管課：人権推進課) |
| 5 メディアと連携した広報等の発行 | (所管課：学研企画課) |

施策のねらい**③職員の男女共同参画に関する意識の向上**

全庁的な取り組みにするため、男女共同参画の意識向上に向けた職員研修などを実施します。

具体策

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 6 職員研修等の定期的な実施 | (所管課：人事秘書課、人権推進課) |
| 7 男女共同参画社会の実現に向けた会議の定期的な開催 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**④男女共同参画に関する調査・研究・情報提供**

大きく社会情勢が変化する中で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進むよう、市民の意識や実態の調査・分析・研究をしていくとともに、市民への情報提供に努めます。

具体策

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 8 男女共同参画に関する調査・分析・研究 | (所管課：人権推進課) |
| 9 男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供 | (所管課：人権推進課) |
| 10 各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況の定期的な調査の実施 | (所管課：人権推進課) |
| 11 男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実 | (所管課：人権推進課) |

重点目標1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画することが重要であり、その基礎となるのが教育・学習です。

男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

現在、市では学校・幼稚園・保育園における人権教育等において、人権の尊重を柱とした学習の取り組みが進められ、男女の平等、相互協力・相互理解を深める教育・学習が進められています。また、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成が図れるよう、学校、家庭、地域、職場などの社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習が求められています。

施策のねらい

①教育・保育の現場における男女平等教育の推進

学校・幼稚園・保育園において、男女共同参画の視点に立った教育・保育を進めるとともに、男女平等意識を高め、男女が共に参画する社会の形成に向けて、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立の意識を育むための教育を推進します。

具体策

- 12 人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進
(所管課：子育て支援課、学校教育課)
- 13 性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進
(所管課：子育て支援課、学校教育課)
- 14 保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓蒙・啓発
(所管課：子育て支援課、学校教育課)

施策のねらい

②家庭における男女平等意識の醸成

家庭における男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供に努めます。

具体策

- 15 家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発
(所管課：社会教育課)

施策のねらい

③生涯学習における男女平等教育の推進

公民館等で行われている生涯学習において、男女共同参画の意識を高める学習のプログラムの開発や講座の開設など、誰もが参加しやすい施設の環境づくりを進める。

具体策

- 16 男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実
(所管課：社会教育課)
- 17 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実
(所管課：社会教育課)
- 18 誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫
(所管課：関係各課)

重点目標1-3 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

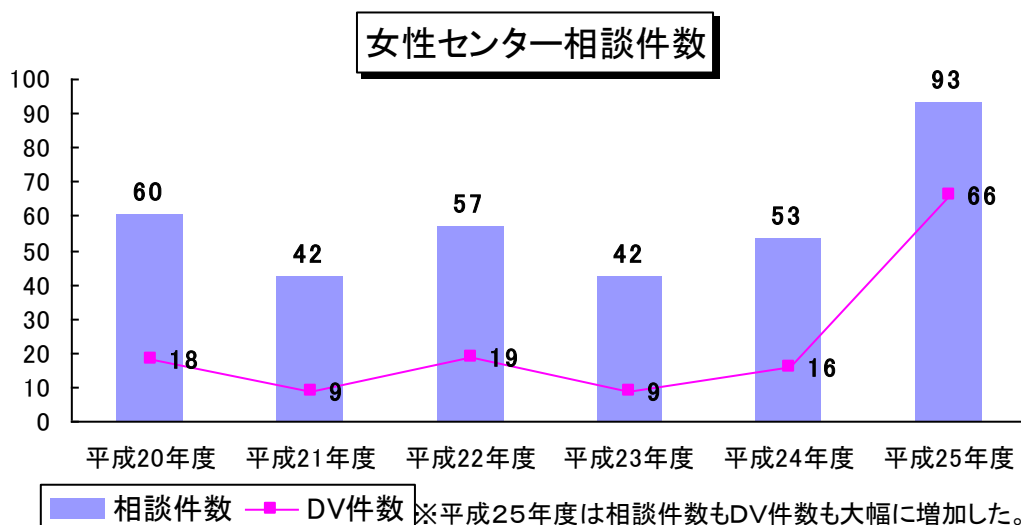
今日、児童や女性、高齢者など社会的弱者に対する暴力は後を絶たず、全国的に深刻な社会問題となっています。

とりわけ女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。

特にインターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。

本市においても、同様のケースが多く潜在していると考えられます。また、女性センターへの配偶者やパートナーなどからの暴力（DV）に関する相談件数も大幅に増加してきている状況があります。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するためには、暴力を許さない意識の高揚、相談、支援体制の強化、被害者の保護・自立支援など、関係施策の充実・強化を図ることが必要です。



資料:木津川市

施策のねらい

①あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進

あらゆる暴力は著しい人権侵害であるという認識を周知徹底し、根絶に向けた啓発活動を行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」などの周知に努めます。

具体策

- 19 DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施 (所管課:人権推進課)
- 20 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知 (所管課:人権推進課)

施策のねらい**②DV被害者等の保護と支援体制の充実**

市民への周知を徹底するとともに、相談担当職員の育成及び相談体制の充実に努める。また、関係機関と連携しながらDV被害者等の保護と支援体制に向けた適切な対応を図ります。

具体策

- | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|
| 21 | 庁内関係機関との連携・支援体制の整備 | (所管課：人権推進課他) |
| 22 | DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実 | (所管課：人権推進課他) |
| 23 | 京都府、警察署等の関係機関との連携強化 | (所管課：人権推進課他) |
| 24 | DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知 | (所管課：人権推進課他) |
| 25 | DV被害者等の保護の推進 | (所管課：市民年金課、人権推進課他) |
| 26 | DV被害者等の自立支援 | (所管課：人権推進課、社会福祉課、子育て支援課) |
| 27 | DV被害者等の市営住宅の優先入居 | (所管課：建設課) |
| 28 | DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

地域や職場などあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。

具体策

- | | | |
|----|--------------------------------|-------------------|
| 29 | セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催 | (所管課：人事秘書課、人権推進課) |
|----|--------------------------------|-------------------|

基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

重点目標2-1 働く場での男女共同参画の促進

【現状と課題】

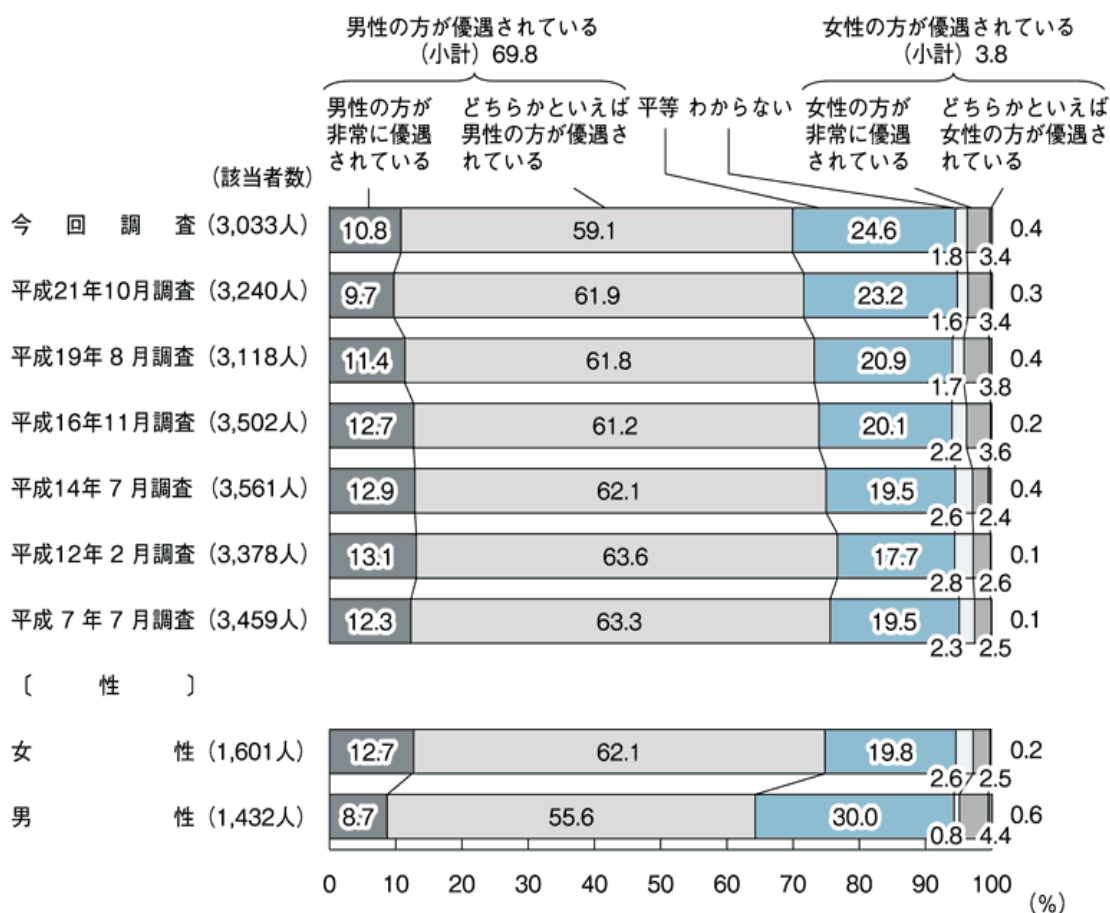
就業は生活の経済的基盤であり、人が自立して生きていくための重要なものです。少子高齢化の進行などとともに、女性の労働力は経済の活性化には必要不可欠であります。また、働くことは自己表現につながるものでもあり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、極めて重要な意義を持ちます。

本市においても、最近では、男性が中心であった業務に、女性が就労されているケースも数多く見受けられるようになってきましたが、まだまだ少なく、また、賃金や昇進・昇格、就業形態など、機会や待遇においては依然として男女の差がみられる状況です。

また、パートタイム労働などの非正規雇用と正規雇用の格差は大きく、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

男女共同参画社会の実現のためには、このような雇用の形態において、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取り組みが必要です。

社会全体における男女の地位の平等感



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

【就業者総数における女性の割合（木津川市）】

| 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|---------|---------|---------|
| 38.4% | 40.4% | 41.2% |

資料：国勢調査

*経済構造の変化とともに、女性労働者の促進や職域拡大が不可欠になっており、就業者に占める女性の割合も4割を超えている。

施策のねらい

①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者や労働者を対象に「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」などを中心に労働権についての情報提供、周知、啓発を図ります。また、「労働基準法」の母性保護規定や健康管理の周知・啓発を図ります。

具体策

- 30 「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」等の制度の周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 31 女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 32 メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 33 職場における待遇の改善に向けての啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

②女性の能力開発等の支援

就労意欲のある女性が能力を発揮し技能を習得するための、就業能力の開発などの支援を行います。

また、女性企業家に対し、起業に関する情報の提供などの支援を行います。

具体策

- 34 パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催
(所管課：人権推進課)
- 35 就職、再就職のための情報提供等の支援
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 36 起業のための情報提供等の支援
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実

就業をめざす女性を支援するための情報の提供や、労働に関する相談などについて関係機関と連携しながら対応していきます。

具体策

- 37 再就職準備セミナーの開催
(所管課：人権推進課)
- 38 京都ジョブパークやハローワークなどの関係機関との連携による相談業務の推進
(所管課：人権推進課)

- 39 京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援に関する情報の提供
(所管課:人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

④農業・商工業等における働きやすい環境づくり

女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、仕事面における男女の役割分担の固定や格差の解消が図れるよう働きかけていきます。

具体策

- 40 農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進 (所管課:観光商工課、農政課)
41 女性の労働に対する適正な評価のための啓発 (所管課:観光商工課、農政課)
42 女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供
(所管課:観光商工課、農政課)
43 女性農業士等の認定促進に関する啓発 (所管課:農政課)

重点目標2-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が急激に進展する中、男女が仕事と家庭を両立させ、バランスのとれた生活を実現させていくことは、男女共同参画社会を築く上において重要なことです。

また、長時間労働等の従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠です。

市においても、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考え方に立ち、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

また、男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、様々な課題の解決に向けた取り組みと環境整備を進めていく必要があります。

施策のねらい

①企業等における仕事と家庭の両立支援の取り組みの促進

企業などにおける育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図ります。

具体策

- 44 育児休業や介護休業等の制度利用を促進のための周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 45 厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業）」や京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 46 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

②仕事と子育て・介護の両立支援

仕事と子育て・介護などを両立するための情報を提供するとともに、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの充実に努めます。

具体策

- 47 多様な就労形態に対応できる保育・介護サービス制度の周知
(所管課：人権推進課、高齢介護課)

施策のねらい

③家庭における男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講座を開催します。

具体策

48 男性対象の料理教室等の開催 (所管課：人権推進課、健康推進課)

49 夫婦が協力して子育てにかかわるための父親教室等の開催
(所管課：子育て支援課)

施策のねらい

④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進

地域活動への男女の参加を推進します。また、余暇活動・自己啓発を推進し、心も体も健康で豊かな生活を送るための事業を行います。

具体策

50 地域活動を支援するとともに健康づくりや趣味教養講座等の開催
(所管課：人権推進課、社会教育課他)

基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり

重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

男女ともにあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適切な評価を受け、活躍できる社会が求められています。物事を決定する時においても、男女の様々な人が関わり意見を出し合う中で決まっていくことが男女共同参画の社会であります。

国では、平成22年(2010年)第3次男女共同参画基本計画において、早急に対応すべき課題として、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう目標が定められております。

市役所においても、平成26年(2014年)4月現在、市職員(493名)に占める女性の割合は約46.7%となっており、女性管理職においては22名が登用され管理職全体の23.2%となっております。

また、関係各課における審議会などの委員では、女性委員の登用が積極的に行われてはおりますが、女性委員のいない委員会や、公募制度が導入できていない委員会もあるため、女性の政策・方針決定過程への参画については、改善すべき点がまだまだ見受けられます。

そのため、女性の政策・方針決定過程への参画を積極的に行い、女性と男性それぞれの意見が反映した地域社会づくりを進めていく必要があります。

市政への男女共同参画の状況(女性の比率)

| | 平成21年度 | 平成26年度 | 目標(平成31年度) |
|------------|--------|--------|------------|
| 庁内審議会及び委員会 | 29.3% | 32.9% | 35% |
| 市議会議員 | 19.2% | 29.2% | |
| 市管理職員 | 16.0% | 23.2% | 30% |

資料:木津川市(平成26年4月)

施策のねらい

①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会などの女性委員を、平成32年度(2020年度)までに少なくとも35%を下回らない委員構成をめざします。

具体策

- 51 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消 (所管課:関係各課)
- 52 各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに35%を目標とする計画的な推進 (所管課:関係各課)
- 53 各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進 (所管課:関係各課)
- 54 男女共同参画人材リストの作成及び提供 (所管課:人権推進課)

55 市の女性職員の管理職への登用促進

(所管課:人事秘書課)

施策のねらい

②市政への市民参画の促進

市の広報きづがわやホームページへの意見・パブリックコメントを利用し、男女を問わず幅広く市民が市政に意見・提案しやすい環境づくりを進めます。

具体策

56 市のホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用・普及

(所管課:学研企画課)

重点目標3-2 地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域コミュニティは家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は男女共同参画社会の実現にとって重要です。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等の防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

本市においても、現在、女性の地域長はゼロで、地域の方針決定の場に女性の意見が反映されていない状況ですが、高齢者の見守り活動や子育て支援活動においては女性が多く参画しています。

しかし、本市にはゆるやかな木津川の流れと優しい山並みに象徴される素晴らしい自然、そして、文化財の宝庫があります。豊かな自然環境と調和した史跡、神社仏閣、伝統的な祭り等、有形無形の歴史的文化的遺産が豊富にあり、伝統的な町並みや農村集落等も数多く残っています。この貴重な歴史的文化的遺産を大切に保存し、魅力を発信し、地域活性を図るためには、女性の活躍が期待でき、地域おこし・まちづくり・観光などの分野での新たな活動の場を広げることが求められています。

木津川市の暮らしやすさ

| | 満足 | ほぼ満足 | どちらとも言えない | やや不満 | 不満 | 不明・無回答 |
|-----------------|-----|------|-----------|------|-----|--------|
| 人権の尊重、男女共同参画の促進 | 1.7 | 18.6 | 68.1 | 5.7 | 2.2 | 3.7 |

出典：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成25年9月）



男女共同参画講演会『みんなで支え合う地域の防災』（平成26年7月）

施策のねらい

①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進

行政が市民や団体などと連携した事業を開催することにより、市民相互のネットワークづくりを進め市民の活力を促進します。

具体策

- 57 行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進
(所管課：人権推進課他)
- 58 地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援
(所管課：学研企画課、観光商工課他)

施策のねらい

②男女共同参画を進めるための場の提供

男女共同参画を進めるために、市民や団体などへの情報提供や相互交流の場として、女性センターの活用を促進します。

具体策

- 59 男女共同参画推進のための拠点（女性センター）の活用 (所管課：人権推進課)

施策のねらい

③男女で取り組む地域活動の促進

行政地域活動や消防団活動などにおいて、女性の積極的な活動を促進するための啓発活動を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた地域振興・防災体制を図ります。

具体策

- 60 女性消防団員の活動の充実 (所管課：危機管理課)
- 61 男女のニーズに対応した地域防災計画の推進 (所管課：危機管理課)
- 62 行政地域活動における女性の参画の促進 (所管課：総務課)

基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実

重点目標4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、非常に重要なことです。

特に女性は妊娠や出産など、各年代において男性と異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

生涯にわたって健康に過ごすためには、成長過程の重要な時期である思春期において、性や喫煙、飲酒、薬物など、健康を脅かす問題に関する正しい理解が必要になります。

また、近年増加している生活習慣病などの予防に向け、自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育の充実が求められています。

本市においても、男女がともに生き生きと生活できる社会の実現をめざして、健康診断や各種がん検診、健康相談などの実施・啓発に取り組み、市民の生涯にわたる健康づくりや相談を積極的に実施しています。

健康診断事業実績

| 内 容 | | 対象年齢 | 受診者数(人) | 男 | 女 |
|--------------|-------|---------------------------|---------|------|------|
| 乳児前期健診 | | 生後3・4か月児 | 665 | 未把握 | |
| 乳児後期健診 | | 生後10・11か月児 | 687 | | |
| 幼児健診 | | 1歳6・7か月児 | 718 | | |
| 幼児歯科健診 | | 1歳9・10か月児 | 694 | | |
| 3歳児健診 | | 3歳6・7か月児 | 803 | | |
| いきいき健診(生活保護) | | 40歳以上 | 25 | 9 | 16 |
| 肝炎検診 | | 40歳 | 524 | 180 | 344 |
| 胃がん検診 | | 40歳以上 | 4386 | 1925 | 2461 |
| 肺がん検診(結核含む) | | 40歳以上 | 6174 | 2674 | 3500 |
| 大腸がん検診 | | 40歳以上 | 6265 | 2622 | 3643 |
| 前立腺がん検診 | | 55歳以上 | 2214 | 2214 | 男性のみ |
| 乳がん検診 | 視触診 | 30歳代 | | 女性のみ | |
| | マンモ併用 | 40歳以上 | 1889 | | 1889 |
| 子宮がん検診 | | 20歳以上 | 4706 | 女性のみ | 4706 |
| 歯周疾患検診 | | 40・50・60・70歳 | 436 | 未把握 | |
| 骨粗しょう症検診 | | 40・45・50・55・ 60・65・70歳 | 309 | 女性のみ | 309 |

資料:木津川市(平成26年)

施策のねらい**①男女の性をともに理解し、尊重し合う意識を育む啓発活動の推進**

学校教育において、児童・生徒に生命尊重や男女平等意識などの人間尊重の精神に基づく性の教育を進めます。

具体策

- 63 児童に対する性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、DV等、性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実（所管課：学校教育課、人権推進課）

施策のねらい**②健康をおびやかす問題についての対策の推進**

H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむことはもとより、家庭崩壊や犯罪の原因となることから、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

具体策

- 64 H I V／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施
（所管課：国保医療課、健康推進課、学校教育課）

施策のねらい**③妊娠・出産等に関する健康支援の充実**

妊娠・出産期の女性を対象とした健康診断・相談・指導などを充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育てなどへの男性の理解と協力を進めるため、男女がともに参加できる講座等を充実します。

具体策

- 65 妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座等の開催
（所管課：健康推進課）

施策のねらい**④男女のライフステージに応じた健康支援の充実**

男女の生涯にわたる健康の増進に向け、各年代に応じた健康教育や健康診断・指導・相談などの充実を図ります。

具体策

- 66 男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実
（所管課：健康推進課、学校教育課）
- 67 中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進
（所管課：健康推進課、社会教育課）
- 68 性差に応じた的確な医療・検診等の推進（所管課：健康推進課）
- 69 生涯にわたるスポーツ活動の推進（所管課：社会教育課）

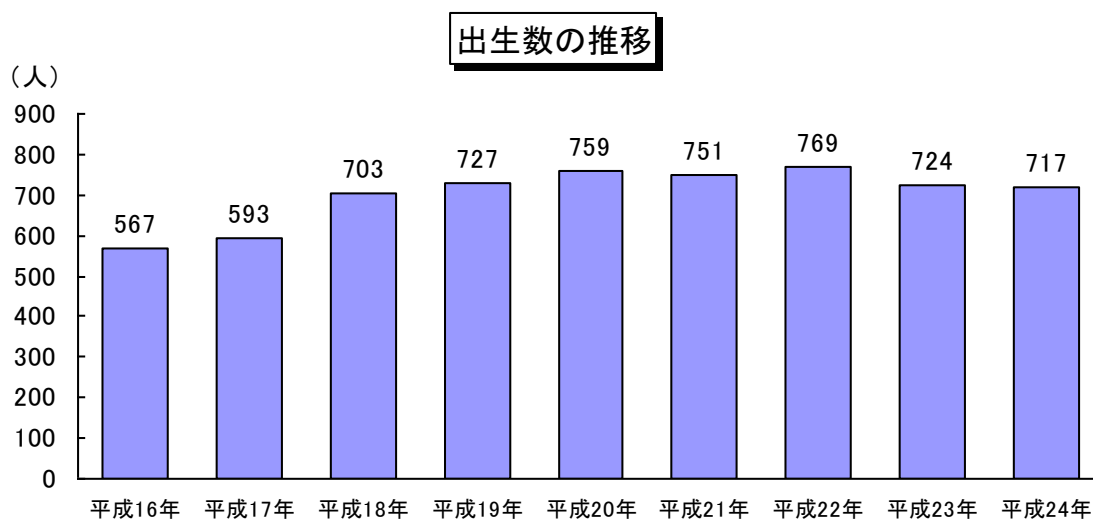
重点目標4-2 子育て支援の充実

【現状と課題】

人々の生活様式の変化から核家族化の進行やひとり親家庭の増加など、育児の援助を求める保護者が増加しているといわれています。さらに、幼い子どもを持つ母親は、日々戸惑いと不安の中で孤立して、ストレスを溜め込んでしまっていることも多く、子どもたちののびやかなこころの発達にも大きな影響を及ぼしかねません。

本市においても、平成22年に策定した「木津川市次世代育成支援地域行動計画」において、市の子育て支援の充実と事業所における雇用環境の整備が柱として取り組みを進めてきております。今後も、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進めることが必要です。

また、子育てや児童虐待に関する相談件数は増加している状況にあり、児童相談事業の充実や児童虐待の防止対策の充実を図ることが求められています。



資料:木津川市統計書

ひとり親世帯数の状況

| | 木津川市 | | 京都府 | | 全国 | |
|------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 母子家庭 | 268 | 387 | 16,465 | 16,392 | 749,048 | 755,972 |
| | 1.3% | 1.6% | 1.5% | 1.5% | 1.5% | 1.5% |
| 父子家庭 | 32 | 39 | 1,711 | 1,674 | 92,285 | 88,689 |
| | 0.1% | 0.2% | 0.2% | 0.1% | 0.2% | 0.2% |

資料:国勢調査

施策のねらい

①多様な保育サービスの充実

保育園の待機児童の解消を図るとともに、多様なニーズに応じたきめ細かな保育サービスの提供を図ります。また、子育て支援者を養成し、地域や市民の子育て力の向上を図るとともに、養成された子育て支援者の活動の充実を図ります。

具体策

- 70 保育園等の受け入れ体制の充実 (所管課:子育て支援課)
- 71 保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実 (一時保育・休日保育・延長保育・病時病後児保育等) (所管課:子育て支援課)
- 72 放課後児童クラブの充実 (所管課:子育て支援課)
- 73 各事業を実施する際の保育ルームの開設 (所管課:子育て支援課他)
- 74 地域子育て支援センター・つどいの広場事業の充実 (所管課:子育て支援課)
- 75 育児サポーター養成講座の開催及び育児サポーターの育成 (所管課:子育て支援課)

施策のねらい

②子育てに関する情報提供・相談体制の充実

育児の孤立や不安の解消を図るため、家庭児童相談室・子育て支援センター・保健センター・保育園・幼稚園での情報提供や相談の充実を図ります。

具体策

- 76 子育てに関する児童相談事業の充実 (所管課:子育て支援課・健康推進課・学校教育課)

施策のねらい

③ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの健やかな成長を妨げることのないよう、相談・情報提供などの充実を図ります。

具体策

- 77 ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実 (所管課:子育て支援課他)
- 78 ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進 (所管課:子育て支援課他)

施策のねらい

④児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見・早期対応や、虐待を受けた子どもの保護対策などを関係機関と連携し、虐待の防止に努めます。

具体策

- 79 要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発 (所管課:子育て支援課他)

重点目標4-3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

高齢化が急速に進展している中、今後介護を必要とする高齢者はさらに増えていくことが予測されます。平成12年（2000年）に介護保険制度が施行され、介護に対する女性の負担は減少したとはいえ、未だに多くの女性が担っているのが現状です。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として積極的にとらえる必要があります。

また、性別や年齢・障害の有無に関わらず、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らせることは誰もが望むことです。高齢になっても障害があっても、それぞれの意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える一員として、充実した生活が実現できるような社会参画の機会の提供や、安全で自立した活動ができる環境整備に取り組む必要があります。

本市においても、地区によって状況は異なりますが高齢化率は増加傾向にあります。住民基本台帳によりますと、平成26年（2014年）3月末の65歳以上の人口は15,465人、高齢化率は21.4%となっています。

高齢化が進行する中、高齢者への各種福祉施策のほかに、高齢期において健康で生きがいを持って暮らしていくために、長年の知識・経験を活かした就労支援や、生涯学習の機会の充実などを図っていくことが重要です。

また、一般高齢者をはじめとして、一人暮らしの高齢者、要支援・要介護認定者の方を家庭で介護するのは主に女性です。

障害のある人への福祉施策としては、障害者団体への活動助成や、市内にある地域活動支援センターなどの支援などのほか、生きがいづくりの促進や家族介護者への支援を行っています。

施策のねらい

①高齢者・障害者福祉サービスの充実

高齢者・障害のある人への福祉サービスについては、保健、福祉、医療等関係機関と連携を図り、自立支援に向けての制度の充実を図ります。

具体策

- | | |
|----------------------|-------------|
| 80 介護サービス及び介護予防事業の充実 | (所管課:高齢介護課) |
| 81 障害者福祉サービスの充実 | (所管課:社会福祉課) |

施策のねらい

②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実

地域包括支援センターなどの相談窓口の強化や情報提供の充実を図るとともに、権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や障害のある人が自立して安心した地域生活を送れるよう、社会福祉協議会などが実施する地域福祉権利擁護事業の普及・活用などに努めます。

具体策

- 82 介護相談支援事業の推進 (所管課: 高齢介護課)
- 83 介護情報の収集・提供 (所管課: 高齢介護課)
- 84 障害者相談支援事業の推進 (所管課: 社会福祉課)
- 85 社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発
(所管課: 社会福祉課)

施策のねらい

③介護における男女共同参画の促進

在宅介護サービスの有効かつ適切な利用を促すとともに、家庭介護に関する講座や啓発活動の充実に努めます。

具体策

- 86 家庭介護に関する講座等の開催 (所管課: 人権推進課、高齢介護課)

施策のねらい

④高齢者・障害者の社会参画の支援

地域の中で、自らの経験や知識を生かして活動できる場の提供と体制を推進します。また、シルバー人材センター及び授産施設などとの連携により、高齢者及び障害のある人に適した就労の機会の提供及び就労の場の拡大に努めます。

また、学習機会の充実やスポーツ・交流活動・地域活動を支援します。

具体策

- 87 シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保
(所管課: 高齢介護課)
- 88 授産施設への障害のある人の就労支援及び就労機会の確保 (所管課: 社会福祉課)
- 89 学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援
(所管課: 社会福祉課、高齢介護課、社会教育課)

施策のねらい

⑤高齢者・障害者の虐待防止対策の充実

高齢者・障害のある人の虐待の早期発見・対応や養護者支援の体制などを関係機関と連携して行うとともに、養護者・家族などをはじめ、地域住民の高齢者・障害のある人の虐待に対する認識を深めるための啓発に努めます。

具体策

- 90 高齢者・障害のある人の虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発
(所管課: 社会福祉課、高齢介護課)

基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり

重点目標5 国際化に対応した男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。

グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加しています。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増していますが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組み合わせであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加しています。

本市においても、多様な国籍の外国人がかかわりを持っており、国による文化や価値観を否定せず、違いを認め合う感性が重要です。

そのためには、国際交流・国際協力などを通じ、国際理解を深め、連携と強調の精神のもとで男女共同参画の取り組みを推進する必要があります。

国籍別外国人登録人口

| 国籍 | 男 | 女 | 全体 | 世帯主数 | 国籍 | 男 | 女 | 全体 | 世帯主数 |
|---------|----|----|-----|------|----------|-----|-----|-----|------|
| オーストラリア | 4 | 1 | 5 | 4 | 朝鮮 | 7 | 6 | 13 | 9 |
| ベルギー | 1 | 0 | 1 | 1 | 韓国 | 66 | 84 | 150 | 67 |
| ブラジル | 10 | 2 | 12 | 4 | マレーシア | 0 | 1 | 1 | 0 |
| ブルガリア | 2 | 1 | 3 | 1 | メキシコ | 3 | 0 | 3 | 3 |
| ミャンマー | 0 | 1 | 1 | 0 | ネパール | 3 | 1 | 4 | 3 |
| バングラデシュ | 2 | 0 | 2 | 2 | ニュージーランド | 1 | 0 | 1 | 1 |
| カンボジア | 0 | 26 | 26 | 26 | パキスタン | 1 | 0 | 1 | 1 |
| カナダ | 9 | 3 | 12 | 9 | パラグアイ | 0 | 1 | 1 | 0 |
| スリランカ | 3 | 1 | 4 | 2 | フィリピン | 0 | 19 | 19 | 3 |
| 中国 | 62 | 52 | 114 | 62 | ルーマニア | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 台湾 | 1 | 5 | 6 | 2 | ロシア | 7 | 6 | 13 | 7 |
| クロアチア | 1 | 0 | 1 | 1 | スイス | 1 | 0 | 1 | 0 |
| デンマーク | 1 | 0 | 1 | 0 | シンガポール | 0 | 1 | 1 | 0 |
| フランス | 3 | 1 | 4 | 3 | タイ | 0 | 4 | 4 | 0 |
| ガーナ | 1 | 0 | 1 | 1 | トルコ | 2 | 2 | 4 | 1 |
| インドネシア | 2 | 1 | 3 | 1 | 英国 | 9 | 1 | 10 | 8 |
| イラン | 1 | 0 | 1 | 0 | 米国 | 21 | 12 | 33 | 17 |
| イタリア | 2 | 0 | 2 | 1 | ベトナム | 2 | 6 | 8 | 2 |
| | | | | | 合計 | 228 | 239 | 467 | 243 |

資料:木津川市国籍別外国人集計表(平成26年)

施策のねらい

①国際的視野に立った男女共同参画の推進

この地域に暮らす外国人との交流の場や、国際交流事業などを充実し、国際的視野に立った男女共同参画の推進を図ります。

具体策

- 91 国際交流事業の推進 (所管課: 社会教育課他)
- 92 市内在住外国人との交流事業の実施 (所管課: 学研企画課、社会教育課他)

施策のねらい

②国際理解を深めるための学習機会の充実

男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供に努めます。

具体策

- 93 男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供 (所管課: 人権推進課)

第5章 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。そのために、庁内に男女共同参画推進会議を設け、計画の実施について相互の調整を行い、総合的かつ効果的な取り組みを行います。

また、定期的に進捗状況を把握するとともに、男女共同参画審議会を開催し計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画計画の円滑な実施にあたっては、国・京都府・他自治体との連携が不可欠となることから、京都府や近隣自治体の動きを的確に把握するとともに、情報の収集・提供などに努めます。

(3) 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みをすることができるよう、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発を行います。

(4) 男女共同参画の推進に関する評価指標

男女共同参画の推進に関する評価指標

| 項目 | 評価方法 | 市 計画策定時 | 市 現状値 平成26年度 | 市 目標値 平成31年度 | 府 目標値 平成27年度 | 国 目標値 平成32年度 |
|------------------------------|-------|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 市(府、国)の審議会等における女性委員の割合 | 庁内データ | 29.3% H21.4 現在 | 32.9% H26.4 現在 | 35% | 40% | 30% |
| 女性委員のいない審議会数 | 庁内データ | 8 H21.4 現在 | 7 H26.4 現在 | 0 | | |
| 市(府)の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上) | 庁内データ | 16.0% H21.4 現在 | 23.2% H26.4 現在 | 30% | 10% | |
| 市(府)の男性職員の育児休業取得率 | 庁内データ | 男性 0% H21.4 現在 | 男性 7.1% H26.4 現在 | 10% | 10% | 13% |
| 男女共同参画人材リスト登録者数 | 庁内データ | 59人 H21.4 現在 | 75人 H26.4 現在 | 150人 | | |
| 育児期にある女性の労働力率 | 国勢調査 | 30～34歳 56.6%(H17) 35～39歳 54.2%(H17) | | 5%以上 増加 | | |

1 木津川市男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

| 分類 | | 氏 名 | 役職等 |
|-------|--------------------------------------|---------|--------------|
| 第一号委員 | 学 識 者 の 経 験 | ◎有賀 やよい | 医師（神経内科） |
| | | 小嶋 二郎 | 校園長会代表 |
| 第二号委員 | 市 民 | 岡本 美佐子 | 女性の会会長 |
| | | 杉山 幸子 | 女性の船木津川市部会代表 |
| 第三号委員 | 各 種 団 体 の 代 表 者 | 山本 貢 | 木津川市商工会会長 |
| | | 松下 孝代 | 木津川市農業委員会代表 |
| 第四号委員 | 公 募 に 応 じ た 市 民 | ◎浅田 武之 | 人材リスト |
| | | ○廣野 浩 | 人材リスト |
| | | 徳上 幾江 | 公募 |

順不同、敬称略

◎会長、○副会長

2 男女共同参画推進に関する年表

| 年代 | 国連の動き | 日本の動き | 京都府の動き | 木津川市の動き |
|------------------|--|---|---|---|
| 1975年 (昭和50年) | ○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 | ○「婦人問題企画推進本部」設置 ○「婦人問題企画推進会議」設置 | | |
| 1976年 (昭和51年) | ○「国連婦人の十年」始まる(～1985年) | | | |
| 1977年 (昭和52年) | | ○「国内行動計画」策定 ○「国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)」開館 | ○女性政策担当窓口の設置 ○「京都府婦人関係行政連絡会」設置 ○「京都府婦人問題協議会」設置 | |
| 1979年 (昭和54年) | ○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | ○「京都府婦人大学」開設 ○「京都府婦人対策推進会議」設置 | |
| 1980年 (昭和55年) | ○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | | | |
| 1981年 (昭和56年) | | ○「民法」一部改正施行 ○「国内行動計画後期重点目標」策定 | ○「京都府婦人の船」実施 ○「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表 | |
| 1982年 (昭和57年) | | | ○「京都府婦人海外研修」実施 | |
| 1984年 (昭和59年) | ○「国連婦人の十年」世界会議のためのエスキュープ地域政府間準備会議(東京) | | | |
| 1985年 (昭和60年) | ○「国連婦人の十年」最終年ナイロビ世界会議 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | ○「国籍法」及び「戸籍法」改正施行 ○「男女雇用機会均等法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准 | ○ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 ○国連婦人の十年最終年記念大会—京都女性のフォーラム'85—開催 | |
| 1986年 (昭和61年) | | ○「婦人問題企画推進本部」拡充 ○「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ○「男女雇用機会均等法」施行 ○「国民年金法」一部改正施行 | | [旧木津町] ○木津町福祉会館(働く婦人の家、老人福祉センターB型)開館 |

| 年代 | 国連の動き | 日本の動き | 京都府の動き | 木津川市の動き |
|------------------|---|--|---|--|
| 1987年 (昭和62年) | | ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | ○「京都婦人関係行政推進会議」発足 ○「京都府婦人問題検討会議」設置 | |
| 1989年 (平成元年) | | ○学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修など) | ○「KY0のあけぼのプラン」策定・公表 ○「女性政策課」設置 ○「女性政策推進本部」設置 ○「京都府女性政策推進専門家会議」設置 | |
| 1990年 (平成2年) | ○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | | |
| 1991年 (平成3年) | | ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」公布(1992年施行) | | |
| 1993年 (平成5年) | ○国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | ○「パートタイム労働法」施行 | | |
| 1994年 (平成6年) | ○国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言及び行動計画」採択 | ○「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置(政令) ○「男女共同参画推進本部」設置 | | |
| 1995年 (平成7年) | ○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 | ○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) | ○「京の女性史」発刊 ○第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣 | [旧木津町] ○福祉課に「女性政策係」設置 |
| 1996年 (平成8年) | | ○「男女共同参画推進連携会議」発足 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 | ○「KY0のあけぼのプラン」改定 ○「京都府女性総合センター(現京都府男女共同参画センター)」設置 | [旧木津町] ○職員対象に実態調査を実施 |
| 1997年 (平成9年) | | ○「男女共同参画審議会」設置(法律) ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「介護保険法」公布 | | [旧木津町] ○働く婦人の家に「女性政策係」設置 ○住民対象に実態調査を実施 |
| 1998年 (平成10年) | | ○「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 | | [旧木津町] ○「女性施策推進会議」設置 ○町内企業に実態調査を実施 |

| 年代 | 国連の動き | 日本の動き | 京都府の動き | 木津川市の動き |
|------------------|--|--|---|--|
| 1999年 (平成11年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 | | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○「男女共同参画推進会議」設置 ○「男女共同参画推進懇話会」設置 |
| 2000年 (平成12年) | <ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 | | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○「男女共同参画社会をめざす木津町行動計画－キラリさわやかプラン」策定 |
| 2001年 (平成13年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画会議」設置 ○「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ○第1回「男女共同参画週間」 ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 | <ul style="list-style-type: none"> ○「京都府男女共同参画計画－新KYOのあけぼのプラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○木津町立小中学校男女混合名簿導入 |
| 2002年 (平成14年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正施行 | | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○職員対象に実態調査を実施 |
| 2003年 (平成15年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 | | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○住民対象に実態調査を実施 [旧加茂町] ○「加茂町男女共同参画基本条例」制定 |
| 2004年 (平成16年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 | <ul style="list-style-type: none"> ○「京都府男女共同参画推進条例」施行 ○「京都府男女共同参画審議会」設置 | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○働く婦人の家を女性センターに名称変更 ○「男女共同参画の視点から考える表現の手引き」作成 ○「木の津ふるさと体験集～女性の生き方から学ぶ～」作成 [旧加茂町] ○「加茂町男女共同参画審議会条例」制定 |
| 2005年 (平成17年) | <ul style="list-style-type: none"> ○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) | <ul style="list-style-type: none"> ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> [旧木津町] ○「第2次キラリさわやかプラン－木津町男女共同参画計画」策定 |

| 年代 | 国連の動き | 日本の動き | 京都府の動き | 木津川市の動き |
|------------------|---|--|--|---|
| 2006年 (平成18年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ○「新KYOのあけぼのプラン後期施策の重点項目及び数値目標」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○町内企業に実態調査を実施 ○「木津町男女共同参画推進条例」制定 ○「木津町男女共同参画審議会」設置 |
| 2007年 (平成19年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和と推進のための行動指針」策定 | | <ul style="list-style-type: none"> ○旧木津町・旧加茂町・旧山城町の合併により木津川市誕生 ○「木津川市男女共同参画推進条例」制定 ○「木津川市男女共同参画推進会議」設置 ○「木津川市男女共同参画審議会」設置 |
| 2008年 (平成20年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「女性の参画加速プログラム」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「ワークライフバランス専門部会」設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○「木津川市男女共同参画に関する市民アンケート調査」実施 |
| 2009年 (平成21年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「木津川市男女共同参画計画策定のための市民意見交換会」開催 ○「木津川市男女共同参画計画」策定 |
| 2010年 (平成22年) | 第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク） | 「男女共同参画基本法」（第3次）策定 | | |
| 2011年 (平成23年) | <p>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足</p> <p>ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結</p> | | 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン（第3次）」施行 | |
| 2012年 (平成24年) | | 「女性の活動促進による経済活性化」行動計画」策定 | | |
| 2013年 (平成25年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 | | |
| 2014年 (平成26年) | | | | 「木津川市男女共同参画計画後期計画」策定 |